

平成 25 年 5 月 10 日
近検協第 25-013 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成 25 年度 4 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 月末締めのお受付台数は 11, 549 台で前年同月比 108.2%となりました。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 大津市より次のとおりの指導がありましたのでお知らせします。
 - ① 報告書及び概要書(第二面)第 1 項は記入が必要です。所有者・管理者に情報開示を求めて下さい。
所有者・管理者でもわからない場合は、所有者若しくは管理者の委任状をもって市役所へ情報開示を求めて下さい。
 - ② 報告書及び概要書(第二面)【4.保守業者】の欄には、検査者の勤務先と同じ場合には「同上」と記入してください。
 - ③ 検査遅れや報告遅れにより遅延理由書を作成する場合は、遅延理由が所有者又は管理者の場合においては所有者又は管理者名で作成するようお願いいたします。
以上 3 点の指導がありましたので周知徹底願います。また、①の指導内容で大津市へ出向き情報開示を求めたが不明であり記入できない場合は、報告書(第二面)【8.備考】欄へ「報告書(第二面)第 1 項イ～ニは大津市へ情報開示を求めたが不明」と記載願います。
2. 平成 24 年度 3 月分月報で、「大阪市に報告する新規物件の報告書第二面について」をお知らせしましたが、大阪市都市計画局建築指導部建築確認課へ問合せた結果、何らかの理由で官庁検査が受けられなかったり、官庁検査を受けたが検査済証が交付されなかったりした場合に、担当官から定期検査報告するよう指導があり協議会へ報告書を提出される際には、既存物件同様問合せ年月日・対応担当官(わかれば結構です)・問い合わせ結果と指導内容について記載した別紙を作成の上、報告書に添付してご提出下さい。次年度以降の報告時には、報告書(第二面)【8.備考】欄に「報告書(第二面)第 1 項【ハ.】【ニ.】に記載できない理由書は〇年〇月〇日に書面で提出済み。」と記載願います。
大阪市に問い合わせた結果の別紙内容例
報告書(第二面)第 1 項【ハ.】【ニ.】は、H25 年〇月〇日 〇〇氏に問い合わせた結果、建築物に問題があり官庁検査を受けることが出来なかった為と判明しましたが、当該昇降機には問題が無い為定期検査報告するよう指導があり、今後も定期検査報告を実施いたします。

3. 報告書(第1面)で新旧併記される際に、代表者名や支店名等が異動する場合には、役職名や法人名等を併せて記載願います。

例1：株式会社 近ブロ 大阪支店 → 株式会社 近ブロ 中央支店

例2：代表取締役 近畿 太郎 → 代表取締役 昇降 次郎

4. 大阪府、大阪市から昇降機の事故報告書について指導がありましたのでお知らせします。
協議会発行の「昇降機定期検査実務要綱2012年版」7-31ページに「昇降機事故報告書が掲載されていますが、これは平成5年建設省住防発第17号「昇降機の維持及び運行に関する指針」の様式で内容的に簡略化されすぎている、については国土交通省のホームページに掲載されている「昇降機事故連絡票」を使用願いたいとのことでした。

昇降機事故連絡票のダウンロードは「国土交通省ホームページ」→「住宅・建築」→「事故報告」で出来ます。

5. 協議会のホームページの「帳票ダウンロード」と「関係法令」を更新しましたのでご覧下さい。

以上